

「新人目線」の用語解説

語句よみ

第196号



今回のテーマ **米国の復帰検討で、改めて注目されるTPP**

日興アセットマネジメントの新人。お客様に有益な情報をお伝えすべく、投信や経済について勉強中。

トランプ米大統領は4月、TPP(環太平洋経済連携協定)復帰に向けた条件の検討をUSTR(米国通商代表部)に指示しました。TPPを離脱した米国の復帰検討には、どのような背景があるのでしょうか?今回は、TPPとUSTRについて調べてみました。

1. TPP(環太平洋経済連携協定)

TPPとは、アジア太平洋地域の12カ国(日本、米国、カナダ、豪州、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ)の間で交渉が進められていた広域EPA(経済連携協定)です。TPPは、モノの関税撤廃やサービス・投資の自由化に加え、知的財産や金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など幅広い分野における21世紀型のルール構築をめざして、交渉が開始されました。12カ国でのTPPが実現すれば、参加12カ国のGDP合計は世界の4割近く、人口は約11%を占める世界最大の自由貿易圏が誕生すると見込まれていました。

TPPは2006年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で発効されたP4協定が前身となっています。その後、米国やオーストラリアなどが交渉に参加、日本は2013年に参加し、12カ国のTPPへと拡大しました。TPPは、原則すべての品目の関税撤廃を掲げるなど、高い水準での協定をめざしていたことなどから、各国の利害が対立し、交渉は難航したものの、2015年6月に米議会で大統領に通商交渉の権限を委ねるTPA(大統領貿易促進権限)法が成立したことで交渉が大きく進展し、同年10月に大筋合意、2016年2月に署名されました。しかし、2017年1月にトランプ米大

ステップアップ

TPPの発効には、参加国全体のGDPの85%以上を占める少なくとも6カ国以上が国内手続きを終える必要があり、日本と米国で約8割を占めることから、日米両国の批准が、絶対条件となっていました。



(次のページへ続きます)

□当資料は、日興アセットマネジメントが経済一般・関連用語についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

統領が、TPPからの離脱を表明したことで、12カ国での発効の目途が立たなくなりました。その後、日本やオーストラリアなどが中心となり、米国を除く11カ国での協定(TPP11)発効を目指して交渉を重ね、2017年11月、知的財産分野など一部の項目を凍結する形で、大筋合意に至りました。

一度は、TPPから永久に離脱すると宣言したトランプ大統領ですが、2018年に入り、協定内容の見直しを前提に、TPPへの復帰について言及しています。こうした背景には、米国抜きでTPPが発効すれば、オーストラリア産牛肉などとの輸出競争で、米国の農産品が不利になるとの懸念や、相次ぐ保護主義的な政策による対中貿易摩擦で農業への影響が懸念される中、中間選挙に向けて、共和党の支持層である農家への配慮を見せる狙いがあるとの見方があります。

ただし、トランプ大統領は、4月18日の日米首脳会談で、二国間協定を重視する姿勢を示し、協定内容の見直しをTPP復帰の条件と明言した一方、TPP11加盟各国は協定見直しにつながる再交渉には否定的とみられ、米国復帰へのハードルは高いとみられます。

2. USTR(米国通商代表部)

USTR(米国通商代表部)とは、貿易交渉など米国の通商政策全般について、大統領を補佐する機関です。

USTRは、通商交渉や政権内の政策調整に加え、外国の貿易障壁に関して大統領などに報告する「NTEレポート(外国貿易障壁報告書)」の調査・作成なども行なっています。同レポートは、一方的な関税の引き上げなどの強力な権限を大統領に与える「通商法301条」の手続きを開始する際の判断の基礎として用いられます。また、USTR代表は閣僚級のポストで、米大統領の貿易政策決定に大きな影響力を持つほか、外交交渉の権限も与えられています。

USTRが2月に発表した「2018年通商政策の課題及び2017年次報告」では、①国家安全保障を支える通商政策、②米国経済の強化、③NAFTA(北米自由貿易協定)や米韓FTAの改定や二国間交渉、④301条など通商関係法の積極的な活用、⑤WTO(世界貿易機関)など多国間通商システムの強化、の5本柱で構成される2018年の貿易政策の基本方針を発表しています。特に③では、日本を含む様々な国との二国間交渉を進める姿勢を示しており、今後、米国は日米FTAに向けた交渉を強く求めてくるとみられます。

米国のTPP復帰は、ハードルが高いとみられるものの、実現すれば、日本経済に追い風とみられます。今後の米国の通商政策に注目が集まります。

ステップアップ

米国の離脱により交渉が始まったTPP11は2018年3月、参加各国により署名されました。今後は各国の国内手続きに入り、6カ国が承認手続きを終えると協定が発効されます。政府はTPP11により、日本のGDPが実質で約1.5%押し上げられると試算しています。



[facebook](#) [twitter](#) で、経済、投資の最新情報をお届けしています。

□当資料は、日興アセットマネジメントが経済一般・関連用語についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。